

広報 うえだ

毎月1日・16日発行

昭和57年3月16日

第859号

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田24100
印刷 田辺印刷



故 石井市長の市葬

去る2月4日急逝された故石井泉市長の葬儀が、“市葬”として、2月25日市民会館で執り行われました。（関連記事6・7ページ）

主な内容

3月定例市議会	2～4ページ
不用品交換で資源の有効利用を	5ページ
さようなら石井さん	6・7ページ
健康づくり、薬の正しい知識	8ページ
教養講座・サークル活動にご参加を	9ページ
固定資産税の課税台帳を縦覧	10ページ
プロパンガス、都市ガスの取り扱いにご注意	11ページ
犬の登録と予防注射	12ページ

「市民と市長の日」は中止

毎月1日に行われていました「市民と市長の日」は、当分の間休ませていただきます。ご了承ください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を4月1日(木)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におかけください。

第859号
このような「インチキ内職」には、大きく分けると次のようなもの

決めるはあいまいである。
「インチキ内職」の被害を防ぐ

手帳を委託者から交付してもらうようにしてください。

ここに市民憲章を定めます。

いまちにします。

3 月定例市議会

57年度 予算案 継続事業主体の“骨格型予算”



提案説明する永野助役（右）

三月定例市議会が、三月一日から始まりました。当日は市長職務代理者である永野助役が提出議案の説明をしました。

今回の市議会は、三月十二日まで十二日間の会期で開かれ、四十七議案が提案・審議されました。主な議案は「昭和五十七年度上田市一般会計予算案」、東塩田保育園が新年度から開園することにより改正される「保育所条例の一部改正案」、常田会館跡に防災センターを設置することにより制定される「コミュニティ防災センター条例の制定」などです。

五十七年度一般会計予算案は、石井市長が急逝されたため、継続事業を主体とした「骨格型予算」となり、予算総額は前年度比二・九％減の百六十八億七千五百七十二万六千円となっています。

を進めている東塩田保育園が完成の運びとなりましたので、その設置を定め新年度から開園したいと

▽公民館条例の一部改正
地域における社会教育活動の場として活用を図るため、建設中の

塩尻地区公民館が完成の運びとなりましたので、その設置を定めたいというものです。

▽上田市国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険助産費の国庫補助に係る交付要綱の一部が改正されましたので、助産費の引き上げを行い、三月一日から適用したいというものです。

▽点訳奉仕活動等石井基金条例の一部改正

条例の制定・改正・廃止

石井光一さん（市内大手二丁目）から多額のご寄付をいただきましたので、基金の増額を図り、意向にそって目の不自由な方々のために有効に活用させていただきたいというものです。

▽保育所条例の一部改正
若葉保育園及びかしわ保育園の老朽化に伴い、両園を統合し建設

昭和57年度 当初予算(案)

区 分		昭和56年度	昭和57年度	前年対比
一 般 会 計		17,388,393 ^{↑4}	16,875,726 ^{↑4}	97.1 %
特 別 （企 業） 会 計	土 地 取 得 事 業	261,000	281,000	107.7
	塩田有線放送電話事業	39,213	40,684	103.8
	国民健康保険事業	3,329,096	3,537,494	106.3
	交通災害共済事業	25,608	25,738	100.5
	福祉事業センター事業	117,828	125,176	106.2
	産 院 事 業	202,371	215,372	106.4
	農 業 共 済 事 業	203,782	9,663	4.7
	同和地区住宅 新築資金等貸付事業	417,982	410,004	98.1
	公 共 下 水 道 事 業	1,470,242	1,215,426	82.7
	合 計	6,067,122	5,860,557	96.6

昭和57年度 一般会計当初予算(案)

歳 入					歳 出				
科 目	56 年 度	57 年 度	構成比	伸長率	科 目	56 年 度	57 年 度	構成比	伸長率
1 市 税	6,985,833 ⁽¹⁾	7,933,944 ⁽¹⁾	47.0	113.6	1 議 会 費	213,438 ⁽¹⁾	218,899	1.3	102.6
2 地 方 譲 与 税	155,000	200,000	1.2	129.0	2 総 務 費	1,546,522	1,891,830	11.2	122.3
3 自動車取得税交付金	101,000	80,000	0.5	79.2	3 民 生 費	4,481,032	4,246,197	25.2	94.8
4 地 方 交 付 税	1,810,000	2,100,000	12.5	116.0	4 衛 生 費	811,930	987,097	5.9	121.6
5 交通安全対策特別交付金	13,000	10,000	0.1	76.9	5 労 働 費	329,063	278,202	1.6	84.5
6 分担金及び負担金	543,319	932,289	5.5	171.6	6 農 林 水 産 業 費	1,584,829	1,701,352	10.1	107.4
7 使用料及び手数料	205,603	220,234	1.3	107.1	7 商 工 費	1,750,196	1,522,983	9.0	87.0
8 国 庫 支 出 金	2,407,757	2,095,836	12.4	87.0	8 土 木 費	2,626,591	1,936,674	11.5	73.7
9 県 支 出 金	914,860	757,545	4.5	82.8	9 消 防 費	340,772	560,212	3.3	164.4
10 財 産 収 入	185,472	158,019	0.9	85.2	10 教 育 費	2,518,042	2,060,500	12.2	81.8
11 寄 附 金	9,463	3,268	0.0	34.5	11 公 債 費	1,180,978	1,453,389	8.6	123.1
12 繰 入 金	253,596	3,754	0.0	1.5	12 予 備 費	5,000	5,000	0.0	100.0
13 繰 越 金	50,000	50,000	0.3	100.0	13 災 害 復 旧 費	0	13,391	0.1	
14 諸 収 入	1,661,490	1,457,737	8.6	87.7					
15 市 債	2,092,000	873,100	5.2	41.7					
歳 入 合 計	17,388,393	16,875,726	100.0	97.1	歳 出 合 計	17,388,393	16,875,726	100.0	97.1

を進めている東塩田保育園が完成の運びとなりましたので、その設置を定め新年度から開園したいというものです。

▽上田市農業共済条例の廃止

農業の多様化が進む中で、農業災害補償制度の機能を拡充強化し、農業共済事業の適正かつ効率的な運用を行うことが急務となっています。国・県の指導のもとに上小地域の市町村で行われている農業共済組合並びに農業共済事業を広域合併して、上小農業共済組合を設立しますので、農業災害補償法第八十五条九の規定に基づき、上田市農業共済条例を廃止したいというものです。

▽上田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員など及びその遺族に対する損害補償の充実を図るため、障害補償年金の差額一時金及び前払一時金についての制度を創設し、あわせて遺族補償年金に係る規定の整備を行いたいという改正です。

▽コミュニティ防災センター条例の制定

災害時に備えての資機材の備蓄と地域住民の連帯意識に基づく自主防災体制を確立するため、常田会館跡地に建設している東部地区防災センターの設置を定めたいというものです。

一般会計予算は、総額百六十八億七千五百七十二万六千円で前年当初対比九七・一％、五億二千二百六十六万七千円の減となっています。これは、石井市長の急逝により新規施策を除き義務費、経常費及び継続事業などの「骨格型予算」としたためです。

一般会計の歳入は、それぞれの科目における収入可能額を見込んで計上していますが、前年当初と対比して、市税、地方譲与税、地方交付税並びに分担金・負担金を増額計上したほかは、いずれも減額となっています。

主な歳出は、次のとおりです。

*総務費

年間所要経費のほか、自治会における共同集会所の新設改修費、同じく敷地購入費、防犯灯の新設、防犯灯の電気料補助金などについて年間見込額を計上しました。このほか塩田、川西地区に対する県営水道料金差額補助金、電算の本稼動に伴うパンチ委託料、使用料などが主なものです。

*民生費

継続事業となっている報恩寮の改築工事費については、前年度債務負担分九千五百三万円のほか、新年度において東寮改築とソーラーシステム工事をそれぞれ補助対象事業として組み入れ、その他の付帯工事とあわせて一億四千八百三十三万円を計上しました。ほか

に身体障害者をはじめ、老人、母子、児童福祉などの扶助料など年間所要経費を計上しました。

*衛生費

上小衛生施設組合、上田市・真田町じんかい焼却場組合など四つの一部事務組合負担金について年間分を一括計上したのをはじめ、ごみや危険物の収集委託料など、民生費と同じく年間経費の計上となっています。

*労働費

上小地域広域行政事務組合負担金には、勤労者福祉センターの二階部分について冷房装置を設置したいとして、千三百万円の工事費が含まれています。

*農林水産業費

農業振興、畜産振興、蚕業振興、

一般会計の主な内容

▽公民館条例の一部改正

地域における社会教育活動の場として活用を図るため、建設中の

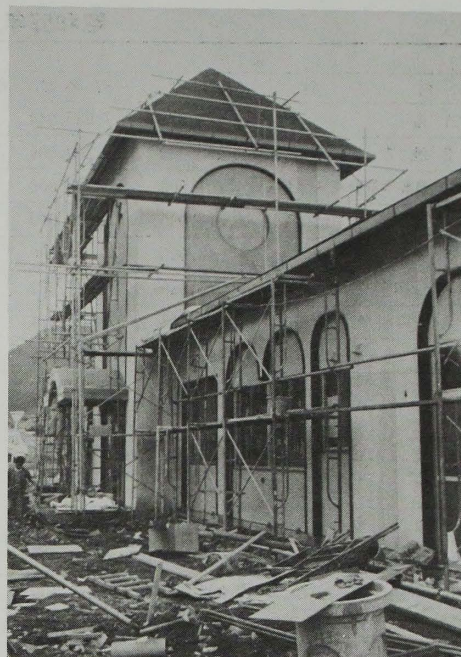
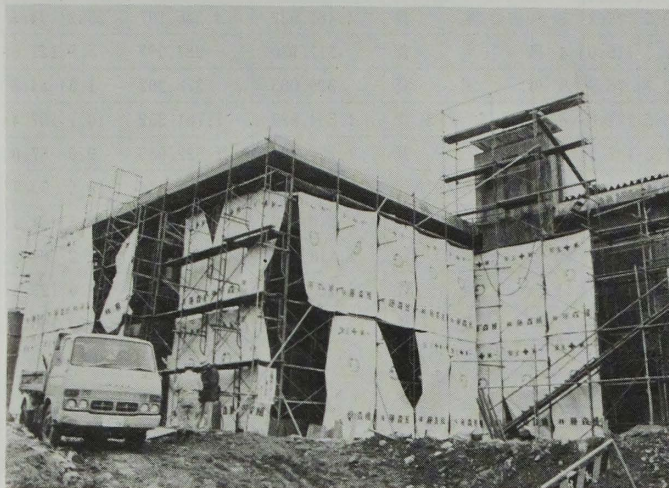
塩尻地区公民館が完成の運びとなりましたので、その設置を定めたいというものです。

▽点訳事業活動等石井基金条例の一部改正

若葉保育園及びかしわ保育園の老朽化に伴い、両園を統合し建設

▶かしわ保育園と若葉保育園を統合した東塩田保育園は、この4月に開園が予定されています。

▼改築工事が進む報恩寮



園芸振興の面で、国・県の補助事業との関連から継続して進められている転作促進対策事業、野菜特用作物等振興対策事業、肉用牛集約生産基地育成事業などの補助事業について計上しました。また、林業構造改善、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業についても年次計画により事業の推進を図るべく所要の経費を計上してあります。

懸案の小牧橋架橋工事は、二年目を迎え左岸の橋台一基と橋脚二基、橋の上部工百七十一メートルの工事費及び関連取付道路などの用地買収費など四億円を計上して促進を図ります。さらに、長池の廃止に伴う補償料二千八百万円の残り分千四百万円などが主なものです。

* 商工費

商工業振興のための各種補助金をはじめ、中小企業の預託金、信用保証料など継続的なものを計上しました。

* 土木費

道路新設改良工事費は、小牧川辺町線の補助対象事業費三千六百万円を含めて三億八千六百万円、同補償費で県営水道本管移設のための補償料に五千二百万円。このほか橋りょう新設改良、河川改修工事費などは前年並みの計上です。

街路事業では秋和上堀線、北天神町線が丘線の継続分、さらに市

営住宅建設事業では最終年次を迎えた笹井地区古里団地の第一種住宅二十四戸の工事費、及び用地費などを計上しました。

* 消防費

上小地域広域行政事務組合消防特別会計負担金は、四億五千八百二十二万二千円ですが、この中には上田消防署費における救助工作車の購入費二千五百万円が含まれて

56年度最終補正予算

一般会計の補正額は、千五百四十万九千円で、これにより昭和五十六年度一般会計の総額を二百七億四千八百四十七万七千円としたいというものです。

補正の主な内容は、総務費においては県営水道料金差額補助金三千三百五十六万六千円がありますが、これは従来の基本料金の差額を十三立方メートルまで引き上げて、格差の是正を図っていくものです。

民生費では、これまでに社会福祉のためにご寄付いただいた多くの方々の善意が四百六十万円となりますので、これを社会福祉基金として積み立て、利子の運用によりきめ細かな福祉施策を進めます。

農林水産業費では、内水面漁業の振興対策として塩田養殖漁業協同組合への補助金八百万円があり

います。このほかは、年次計画で進めているポンプ車などの備品購入、水利施設の整備などが主なものです。

* 教育費

南小学校の用地取得費四億九千九百九十二万九千円は、前年度債務負担の解消を図るもので、残りはおおむね経常的な経費となっています。

土木費は、市道小牧川辺町線、秋和上堀線の用地取得費あわせて二億三千九百五十五万七千円を計上しました。これは、いずれも単独事業に係る用地であり、それぞれの目的から、これを土地開発公社から取得をしたいというもので、いずれも早期完成と利子負担の軽減を図るためのものです。

教育費は、上田城南高校施設整備補助金九百万円、久保角太郎さんのご寄付による久保文庫充実のための五百万円、上田市体育協会の法人化に伴う出資金五百万円などを計上しました。

生活用品の

リサイクル

お願いします。

④登録されている品物は、希望者に紹介しますが、紹介された方

⑥登録を取り消す場合は、その旨を至急ご連絡ください。

⑦登録状況の一部は、毎月十六日、毎月九日(日)開催予定の「資源活用広

不用品交換で資源の有効利用を

ただいま資源活用推進月間・3/8～5/9

生活用品の リサイクル

市では、三月八日から五月九日までを「資源活用推進月間」として、「むだをなくし物を生かす市民運動」を行っています。

この運動では、特に不用品の登録・紹介・あっせんを積極的に進めています。これは、みなさんの家庭や職場で使わなくなった、いらなくなった品物を登録していただき、希望者にそれらの不用品を紹介・あっせんすることにより、資源の有効利用を図ろうというものです。

皆さんの家庭や職場で「まだ使える品物が眠っている」「ぜひ譲ってほしい品物がある」という場合には、電話などでお気軽に生活環境課へご連絡ください。

不用品を

登録するには

不用品を登録される方は、次のことを守りましょう。

- ①譲りたい品物がある人は、氏名、住所、電話番号、品名、希望価格、程度、数量などを生活環境課へ登録してください。
- ②譲ってほしい品物がある人も、登録してください。
- ③登録期間は六か月とします。六か月が過ぎた場合は、再登録を

不用品登録情報 その②(主なもの) (3月8日現在)

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
歩行器	無 料	ガスオーブン
ママコート	無 料	冷蔵庫(小型・中型)
応接セット	40,000円	ベビーベッド
メリーゴーランド(オルゴール付)	無 料	カラーテレビ
入学服(6号、紺、上下、ネクタイ、ワイシャツ)	2,000円	洗濯機
電動オルガン(53年購入)	20,000円	50ccバイク
スパイクタイヤ各種	5,000～10,000円	都市ガス湯わかし器
軽自動車タイヤ4本(520-10)	10,000円	シングルベッド
プロパンガスぶろ一式	30,000円	都市ガスプロ
プロパンガスレンジ	3,000円	まきストーブ
バックバンド	1,500円	海外旅行用カバン(車付)
サウナスーツ	3,700円	ステンレス流し台
食堂用テーブル(いす付)	7,000～8,000円	学習机
座敷用テーブル	10,000円	食器戸棚
米 び つ	1,000円	二段ベッド
ドラム9点セット(52年、240,000円購入)	70,000円	学習百科辞典(小学生用)
洋服ダンス(5年使用)	3,000～4,000円	ラジオカセット
編 機(7か月使用)	30,000円	子供用スケート・スキー一式

◎高額な品物は、紹介できない場合がありますので、ご了承願います。

- ◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎224100内線301)へお気軽にご連絡を。
- ◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

④登録されている品物は、希望者に紹介しますが、紹介された方は出品者と直接交渉し、取り引きを進めてください。ただし、紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので、ご了承ください。

⑤紹介された方は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を十日以内に生活環境課へご報告ください。

資源活用広場で 即売も

登録された品物で、希望者がな

ちよつと待て
捨てるその手で
ひとくふう

⑥登録を取り消す場合は、その旨を至急ご連絡ください。

⑦登録状況の一部は、毎月十六日発行「広報うえだ」の「不用品登録情報」欄で紹介しています。また、市役所一階の「消費者コーナー」でも、常時紹介していますので、ご覧ください。

「資源活用広場」の詳細については、後日「広報うえだ」などでお知らせします。

く紹介できなかった品物や、紹介しても成立しなかった品物は、五月九日(日)開催予定の「資源活用広場」で即売などもできますので、当日まで保管しておいてください。

街路事業では秋和上堀線、北天神町線が丘線の継続分、さらに市

農村産業部では、内水面漁業の振興対策として塩田養殖漁業協同組合への補助金八百万円があり、ための五百万円、上田市体育協会の法人化に伴う出資金五百万円などを計上しました。

追悼のことば

つもと変らぬ優しい温顔で休んでおられましたが、既に意識はなく午後一時八分、そのまま帰らぬ人

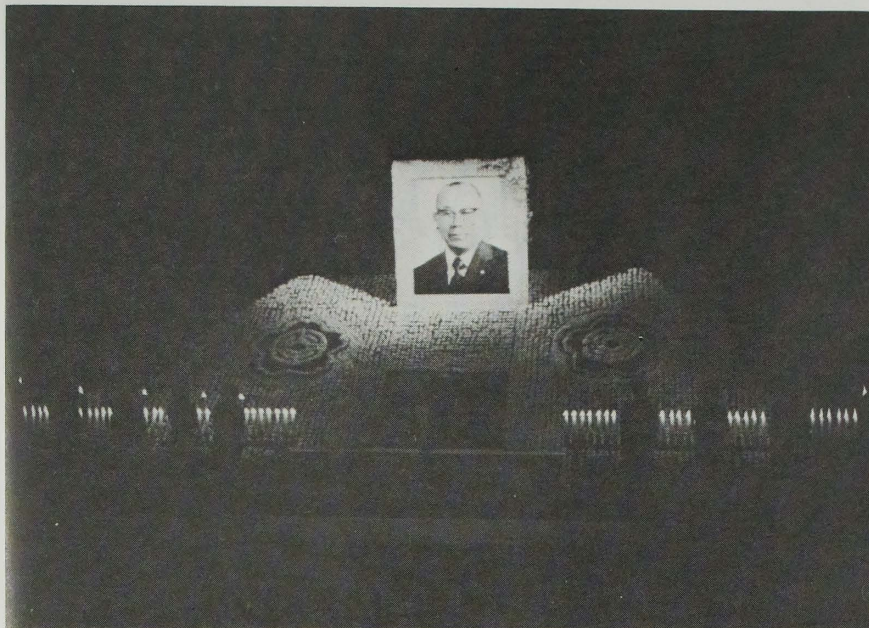
長きにわたり市議会議員を勤められ、上田橋、古舟橋の架橋、またこの会場であります市民会館の建

心都市として恵まれた自然と美しい郷土を守り育て、明るく住みよい上田市の建設を目指すものであ

志半ばにして逝かれた市長の無念の心をお察し申し上げ、私は心痛のあまり思わず唇をかんだのであ

さようなら石井さん

三千人の市民が最後の別れ



去る二月四日、心不全のため急逝された故石井泉市長の市葬が、二月二十五日午後一時から上田公園内の市民会館で、しめやかに執り行われました。

女子職員が75本のローソクに次々と点燈
(写真上)

遺族代表による献花(写真左)
最後の別れを惜しみながら献花する市民の皆さん(写真下)



会場には、約一万二千本の菊の花で飾られた祭壇が設けられ、その中央には縦一・八メートル、横一・五メートルのありし日の故石井市長の遺影が祭られました。市葬は、まず市消防音楽隊の葬送行進曲とグロリア合唱団のコーラスの中、七十五歳で死去された故石井市長の年齢にちなんで七十五本のローソクに女子職員が点燈し、会葬者三千人全員で一分間の黙とうをささげました。遺影、遺骨の前では、葬儀委員

長の永野裕貞助役が涙にむせびながら追悼のことばをささげ、松野市議会議員、吉村県知事、井出・羽田両代議員、小山参院議員、姉妹都市の小島鎌倉市長、升田出石町長、渡辺上越市助役など十二人が弔辞を述べられました。続いて、小坂運輸大臣などから寄せられた弔電が披露されました。最後に、遺族代表を先頭に会場に集まった会葬者全員で献花し、故石井市長との最後の別れを惜しましました。



追悼のことば

本日ここに、上田市長・故石井泉殿のみたまをおまつり申し上げ、市民並びに各界の皆様とともに市葬を執り行うに当たり、謹んで追悼のことばをささげます。

生ある者の必然のこととは申せ、このたび突然市長のご逝去にあいました私たち市民一同、ただぼう然とするばかりで今だに信じられない気持ちであります。

昨年十月の市長選挙では、「交通渋滞の解消」と「上田市長期基本構想のしめくくり」を選挙公約に絶大な支持を得て、めでたく三選の榮に浴し、元氣いっぱい市の市長を心からなる祝福と期待をもってお迎えしたばかりでありました。その市長を今ここにみたまとしてお迎えしなければならなくなったことは、なんとという悲しいことでありましょう。本市にとっても、このうえない不幸であります。

去る二月二日、かぜの治療と検査を兼ねて信大附属病院に入院された時には、至って元氣でありましたので、大事はないものと安心しておりました。ところが、二日後の二月四日午前十時過ぎ病院から容体が急変したとの報に接し、急きよ病院に駆けつけた時は、い

つもと変らぬ優しい温顔で休んでおられましたが、既に意識はなく午後一時八分、そのまま帰らぬ人となられたのであります。

思えば石井市長は、市内下半週に生まれ、四季折々に変化する太郎山と清らかな千曲の流れを見つめて生きてこられた方であり、強い郷土愛に燃え、ただひたすらに「住みよいまちづくり」を目指して邁進されてこられたのであります。

昭和二十六年に旧泉田村の助役を勤められ、昭和三十年に同村長に就任されたのであります。当時

は県の指導もあつて町村合併が県下各地で盛んに進められていたさ中でありました。泉田村でも、村の将来に思いをいたし上田市への合併が望ましいとの判断から、村の現状を訴え村民説得のため日夜奔走し、上田市への合併促進に尽力されたのであります。諸般の状況から、一番合併が困難視されていた泉田村の合併により近隣町村の合併も進み、昭和四十八年の川西村を最後に合併問題が解決し、今日の大上田市建設の基礎が築かれる中で、大きな役割りを果たされたのであります。

昭和三十四年からは、十二年の

故石井市長をしのんで

長きにわたり市議会議員を勤められ、上田橋、古舟橋の架橋、またこの会場であります市民会館の建設、上田交通別所線電車存続などの問題に議会活動を通じて多大な貢献をされました。このほかにも監査委員、市議会議長などの要職を歴任され、円滑な議会運営に手腕を発揮されたのであります。

昭和四十八年十一月、第十代上田市長として初当選されたころは、石油危機以後、経済の動向は高度成長時代から一転して低成長、そして安定成長といわれながらも激

心都市として恵まれた自然と美しい郷土を守り育て、明るく住みよい上田市の建設を目指すものでありました。

このような素晴らしい計画を策定された石井市長の献身的な努力が実り、塩田の自然運動公園や新老人福祉センターも立派に完成し、多くの市民の間で市民のオアシスとして喜ばれております。また、計画された諸事業も順調に進む中で、市民の悲願である小牧橋、上田バイパスの建設も進んで、やつと将来の飛躍する上田市が見えはじめた時にご逝去

されましたことば、誠に残念なことであります。

また、石井市長は常にユーモアと和を携え、生来の円満で誠実なお人柄は、一度人の心をつかんだら決してはなさない人でありました。

同時に、決して威張ったり差別をしたりせず、「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」といった福沢諭吉の言葉を身をもって実践した人でもありました。

市民が涙にぬれた急逝の日から二日後の二月六日、葬送のひつぎが静かに自宅をはなれ大星斎場に向かわれる途中、沿道や市庁舎前では、多くの市民、職員が別れを惜しんで見送られる光景を拝見し、

志半ばにして逝かれた市長の無念の心をお察し申し上げ、私は心痛のあまり思わず唇をかんだのであります。

私も市民一同、市長を失ったことは誠に暗夜にともし火を失ったようなもので、ただ驚きと寂しさを感じるばかりであります。しかし、市長が残された数々の功績は上聞に達し、従五位、勲四等旭日小綬章に輝く叙位叙勲にも現われているのであります。石井市長の温顔は私ども市民の心にいつまでもほほえみかけていることと信じます。

私も、市長のご遺志を悲しみの中へ埋もれさせることなく、今日よりそのご遺志を体し、上田市の発展のために最善の努力をすることを、固くお誓い申し上げます。

ここに今は亡き市長の偉大なるご功績を心からたたえ、みたまの安らかな昇天をお祈りいたしますとともに、ご遺族並びに上田市にご加護賜わらんことをお願い申し上げます。

昭和五十七年二月二十五日

葬儀委員長

上田市長職務代理者

上田市長助役 永野 裕貞

病氣やケガは、まったく予期しないときに起こるものです。病氣やケガが重いときには、何よりもまず医師の診察や治療を受けますが、ちょっとした風邪や頭痛がするときは薬を飲んで、家庭で治すことも少なくありません。

一般的に家庭でそろえておく便利な薬としては、内服剤として、消化剤、胃腸薬、下痢止め、頭痛や歯痛などの痛み止め、風邪薬など。外用薬としては、殺菌消毒剤、軟膏剤などです。

家庭常備薬の種類と数は、その家庭の置かれている環境や家族構成によつて違ってきます。家庭で使う薬は、あまり余計なものまで買いそろえる必要はなく、最少限に必要なものを常時そろえておくことが大切です。

正しい使用方法

薬の正しい使用方法を誤ると、病氣やケガが直るどころか、さらに悪化することにもなりかねません。座薬を「すわって飲む薬」と思つて、痔の座薬を正座して飲んでしまったという、笑い話のような本當の話もあります。

- 薬を正しく使うため、次のような注意をしましょう。
- ① 説明文(能書)を必ず読む
 - ② 用法(使用方法)、③ 用量(使用



薬の正しい知識

用量、④ 使用上の注意、⑤ 取扱上の注意、⑥ 保管上の注意、⑦ 使用期限のあるものは使用期限、⑧ 使用にあつてのその他の必要事項

とがあります。特に、医師の指示で薬を飲んでいるときは、勝手に他の薬を使用すると正確な診断、治療の妨げになります。

② 用法、用量を正しく守る
薬の作用は、用いる量と非常に深い関係があります。ある量以下では、効きめは現われませんが、量が多すぎると体に障害をきたし

④ 服用時間(飲む時間)を守る
薬の効果を正しく発揮させるためには、それぞれ定められた時間に飲むことが大切です。① 食前：胃の中に食べ物が入っていないとき(食前30分～1時間) ② 食後：胃の中に食べ物が入っているとき(食後30分以内) ③ 食間：食事と食事の間、たとえば朝食と昼食の間(食後おおむね2時間)

⑤ 眠気をもよおす薬
眠気をもよおす作用のある薬を飲んだ後は、自動車の運転、機械の操作などをしていないようにしましょう(鎮静剤、精神安定剤など)

⑥ 素人療法は危険
次のような場合は、家庭薬の使用をやめ、医師の診察を受けましょう。

- ① 症状が単純でなく、いろいろな症状があるとき、また症状が刻々と変わるとき。
- ② 高熱のとき、特に意識が多少ともおかしいと思われるとき。
- ③ 脈が速いとき、呼吸が苦しいとき。
- ④ 生まれたばかりの赤ちゃん、乳児、妊婦、高齢者、病弱な方の場合。
- ⑤ 以前に何回も同じような病氣にかかり、いつもの薬がよく効かないとき。

明るい選挙

実現のため要望書

上田市長選挙が三月二十八日に執行されます。いうまでもなく、この選挙はもつとも身近な選挙であり、今後四年間市政を託する重要なものです。

立候補予定者、立候補者ならびに選挙運動に関係する者はもとより有権者は、この選挙の意義と重要性を深く認識して、明るい選挙実現のため、左記のことを厳守されることを要望します。

- ① 候補者の人物を、政見を、よく見、よく知り、よく考えて自己の自由な判断により投票する。
- ② 告示前の選挙運動は、一切禁じられている事前運動はもとより、それにまぎらわしい各種の会合や行事、ポスターの掲示、ビラ、パンフレットの頒布などは行わない。
- ③ 有権者の自由な意志に反する推せん会などは行わない。
- ④ 金権選挙のそしりを受けるようなことがないように、ポスターの印刷など選挙費用を節減するようにつとめる。
- ⑤ 買収、響応、戸別訪問はもちろん、これらにまぎらわしい行為は行わない。
- ⑥ 根拠のない無責任な言動や文

書によつて、公正なる選挙を妨害しない。

- ⑦ 選挙期間中はもちろん、期間前においても、政治活動用ビラ、ポスター、新聞など悪用をしない、またこれを利用して戸別訪問したり、虚偽事項などを記載しない。
- ⑧ 文書図画(ポスターなど)の掲示は、道路、道路敷、道路の工作物、河川、河川敷、公園、街路樹、電柱などの公共施設の管理者および居住者などの許可なくしては行わない。

とくに交通の障害になるような街角や電柱などには掲示しない。公共のもの以外の住居や事業所や土地建物、工作物などに許可なく掲示しない。

投票所の敷地建物などには、ポスターなど掲示しない。

- ⑨ 告示前に掲示された、政治活動用ポスターは、告示の前日までに、選挙運動用ポスターは、投票日の直後に掲示責任者は、完全に撤去する。

昭和五十七年三月

上田市明るい選挙推進協議会
上田市選挙管理委員会
上 田 警 察 署

募集

次のよ、毎週練こ募、今回、員をふる方は

月)月(木)

際に入場

、畑山、

教養講座・サークル活動にご参加を

勤労青少年ホーム

上田市勤労青少年ホームでは、29歳までの勤労青少年を対象に、次により教養講座、スポーツ教室などを開きます。

希望される方は、ぜひご参加ください。

受付期間…4月3日(土)まで

受付場所…勤労青少年ホームへ必ず来館(午後1時～同9時)

のうえ、受講料を添えてお申し込みください。ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

お問い合わせ…上田市勤労青少年ホーム ☎ 22 7117 (勤務時間の関係上、お問い合わせは午後1時から同9時までの間にお願いします。)



練習に励む吹奏楽クラブの皆さん

講座名	コース	期間	定員	費用	備考
料理教室	月・火・水	4月～9月	各24名	1,500円 (6か月分)	家庭料理
着付教室	水・木	4月～6月	各12名	2,000円 (6か月分)	道具を使用せず
茶道教室	火	4月～9月	男女各6名	3,000円 (6か月分)	江戸千家
絵画教室	火	年間	男女各10名	2,000円 (年間)	
木彫教室	水	年間	男女各10名	2,000円 (年間)	
書道教室	金	4月～9月	男女各10名	1,500円 (6か月分)	
七宝焼教室	水	4月～6月	10名	1,000円 (3か月分)	
和裁教室	火	年間	20名	2,000円 (1か月分)	
民踊教室	月	年間	男女各5名	1,000円 (1か月分)	
レザークラフト教室	火	年間	10名	1,000円 (1か月分)	
琴教室	木	年間	6名	2,000円 (1か月分)	山田流
生け花教室	月・水・木・金	年間	各15名	1,000円 (1か月分)	草月流 金曜のみ池ノ坊
アーチェリー教室	月	年間	男女各10名	2,000円 (年間)	

クラブ員を募集

勤労青少年ホームには、次のようなサークル活動があり、毎週練習などに励んでいます。今回、これらのサークルではクラブ員を募集しますので、希望される方はふるってご参加ください。

吹奏楽(月・土)

ギターマンドリン(木)

混声合唱(木)

空手道(水・土)

卓球クラブ(火)

ダンスクラブ(木)

バスケットクラブ(金)

バレーボールクラブ(月)

バドミントンクラブ(月)

ボランティアくわのみ(木)

上田市長選挙・投票日は3月28日

きれいな選挙で住みよい上田



上田市長選挙は3月28日(日)に行われます。投票にお出かけの際は入場券をお忘れなく。

投票時間は午前7時から午後6時までです。(ただし、須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後4時まで)

①説明文(能書)を必ず読む
④用法(使用方法)・⑤用量(使用

ません。効果が現われなかったり、思わぬ副作用が現われてしまうこ

つもの薬がよく効かないとき。

⑥根拠のない無責任な言動や文

上田市選挙管理委員会

お知らせ



別所温泉などでは、3月を「思い出ウィーク」として、曜日ごとに決められた催しが毎日行われています。前山寺では、3月6日の土曜日、約20人の観光客が参加して「草もち」をつきました。自分たちが実際に重いキネを持ってついた草もちだけに、味は大変好評でした。

固定資産税の課税台帳を縦覧

4月1日～4月20日

資産税課

☎241000 内線 236
有線 20681

昭和五十七年度固定資産税の基礎となる評価額が決まりましたので、次により課税台帳の縦覧を行います。ぜひ、この機会にご覧ください。

縦覧できる台帳

土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳

縦覧期間と時間

四月一日(木)から同月二十日(火)まで、時間は午前八時三十分から午後五時(ただし土曜日は正午まで、

日曜日は休み)

縦覧の場所

市役所資産税課(本庁舎一階)

持ち物

本人が縦覧する場合は印鑑。代理人の場合は自分の印鑑と代理人選任届が委任状をお持ちください。

評価額の決定

昭和五十七年度は、三年ごとに行われる固定資産税の基準年度です。このため土地、家屋の評価替えが行われ、新しい評価額が決定しました。この評価額は、土地では地目変換、家屋では改築や損壊などがない場合、これから三年間価格が据え置かれますので、評価額をご覧になることをお勧めします。

審査の申し出

各台帳に載ったことさらに不服のある人は、四月一日(木)から同月三十日(金)までに、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出が

できます。この審査の申し出は、四月三十日までに限られ、その後は認められません。また、評価額に対する審査の申し出は、基準年度に限られていますので、ご注意ください。

税負担の調整

新しい評価額にもとづいて土地の固定資産税を決定する場合は、負担調整の措置が予定されています。この方法は、現在国会で審議中ですので、決まり次第「広報うえだ」でお知らせします。

五十七年度固定資産税の納期変更

今まで第一期分の納期は、四月一日から同月三十日まででしたが、今年は地方税法案の国会審議が遅れていますので、第一期分の納期は五月一日から同月三十一日までに変更する予定です。

交通事故から

子供を守る運動

3月17日～4月5日

冬から春へ移り変わる三月は、大人でさえもなにか「ウキ、ウキ」する季節です。

子供たちは、これから学年末休みに入りますが、学年末休みは夏冬休みとは一味違った開放感に浸

れる休みです。このため、ふだんの交通安全意識も薄れがちで、一歩間違えると大きな事故を引き起こしかねません。

休み中のため、先生方も目を配りきれず、この時期の交通安全は家庭の皆さんの指導が大きな比重を占めます。家庭の大人、特にお母さんは、子供の行動に注意するとともに、道路などを一緒に歩く時は率先して交通ルールを守り、身を持って安全の大切さを教えるよう心がけてください。

新入学(園)児のいる家庭では、この休みを利用して通学・通園コースを実際に歩いて、一番安全と思われるコースを選んでみてはいかがでしょうか。その際、危険と思われる個所では子供と一緒に話し合ったり、注意を与え、四月からは子供が安心して登校(園)できるようにしてあげてください。



試験科目

▽学科試験 水道関係法規および施工基準

▽実技試験 水道配管実技

試験期日・場所

▽学科試験 五月七日(金)午前十時から上田市民会館二階会議室

▽実技試験 五月七日(金)午後一時から染屋浄水場内

受験手数料：千円を受験申込時にお納めください。

上水道配管技能者

資格試験を実施

水道局業務課庶務係
☎241000 内線 503

水道局では、次により上水道配管技能者資格試験を行います。次の資格がある人で受験を希望する人は、お早めにお申し込みください。

受験資格：三年以上給配水工業務に従事した経験のある人、または五年以上管工事業務に従事した経験のある人

受付期間：四月十日(土)から四月二十日(火)まで

必要書類：水道局業務課にあります配管技能者資格試験受験願に履歴書、住民抄本、経歴証明書、顔写真二枚(縦3cm×横2.5cm)を添付してください。

プロパンガス 都市ガスの

取り扱いにご注意

上小地域広域行政事務組合
消防本部予防課 ☎22501

昨年十二月二十七日、市内のアパートでプロパンガスが爆発し、アパートが全壊、火災となり二名が負傷するという痛ましい事故がありました。

プロパンガス、都市ガスは、次のことに注意してください。

1、プロパンガスは空気より重いので低い所になります。都市ガスは空気より軽いので上にあがります。

2、ガス使用後は、コンロのバルブと壁ぎわの元栓を完全に閉める習慣をつけましょう。

3、ガス燃焼器具（ガスコンロ、ガスストーブなど）の取り付けや配管は、販売業者または資格者に依頼しましょう。

4、ホースや金属管のつぎ目は、ときどきガス漏れがないか調べましょう。

5、ガス漏れを調べる方法として、つぎ目やホースに筆で石けん水を塗ると、ガス漏れがあれば「アワ」がでるのすぐわかります。

6、室内でゴム管を使用する場合

は目の届く場所に限ることとし、耐圧性能のあるものを用い接続部を必ずホースバンドで締めましょう。ビニール管は絶対に使用しないでください。

7、ガスが漏れているときは、すぐに容器のバルブ（都市ガスはメーターの手前）を閉め、ほうきで掃き出すような方法でガスを外へ追い出します。漏れた原因がわからない場合、プロパンガスは取引販売店に都市ガスはガス会社に連絡しましょう。

8、ヒューズコック、強化ガスホース、安全装置付ガス器具、ガス漏れ警報器は、ガス取扱店にありますのでご相談ください。

市・県営野球場

売店権利の入札をします

入札をします

体育課施設係
☎4100内線557

上田市営球場および県営上田野球場内の物品販売権利の入札を次により行いますので、希望される方はご参加ください。

参加資格：市内に在住の店舗を有する人

とき：四月九日（金）午後一時三十分

ところ：市役所四階第三会議室

中電料理教室の 受講者を募集

受講者を募集

中部電力上田営業所・サービス
省エネルギー課 ☎221240

中部電力では、婦人の皆さんを対象に次のとおり料理教室の受講者を募集します。

ところ：中部電力上田営業所会議室

定員：各コースとも三十名、定員になり次第締め切ります。

会費：材料代として一回四百円程度

中電料理教室日程表

コース	期 間	曜 日	時 間
A	$\frac{4}{1} \sim \frac{6}{7}$ (3か月間)	第1・3木曜日	午後1時30分～3時30分
B	$\frac{4}{7} \sim \frac{6}{1}$ (6か月間)	第1水曜日	午後1時30分～3時30分
C	$\frac{4}{14} \sim \frac{6}{23}$ (3か月間)	第2・4木曜日	午前10時～午後1時
D	$\frac{4}{21} \sim \frac{6}{14}$ (6か月間)	第3水曜日	午前10時～午後1時

4月の乳幼児健康診査

4月の乳幼児健康診査を下記により行います。受付時間は、いずれも午後1時から2時までです。母子健康手帳をお持ちください。

乳幼児健康診査日程表

会 場	健 診	実 施 日	対 象 児
上田市保健センター	4か月児	4月16日	S56. 12月1日～15日生れ
	10か月児	4月21日	S56. 6月1日～15日生れ
	1歳6か月児	4月27日	S55. 10月1日～15日生れ
	3歳児	4月9日 4月30日	S54. 3月1日～15日生れ S54. 3月16日～31日生れ
塩田母子健康センター (塩田地区)	4・10か月児	4月14日	S56. 12月1日～15日生れ S56. 6月1日～15日生れ
	3歳児	4月23日	S54. 3月1日～31日生れ
川西社会福祉センター (川西地区)	4・10か月児	4月13日	S56. 12月1日～15日生れ
	1歳6か月児		S56. 6月1日～15日生れ
	3歳児		S55. 10月1日～15日生れ
	3歳児	4月15日	S53. 7月1日～ 54. 3月31日生れ

今月の納税

国民健康保険税 第10期

今月の納税は、国民健康保険税第10期分です。

今月は年度末ですので今までに納め忘れの税金がある方は月末までに納入されますようご協力ください。

＜収税課 ☎224100内線241・有線 ☎20691＞

税金で 平和なくらし

ぼくらのゆめ

(市内中学生納税標語入選作品)

受験手数料：千円を受験申込時にお納めください。

忘れずに受けよう 犬の登録と予防注射



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人とが調和した、住みよいまちです。わたくしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

犬の登録と春季予防注射を下記の日程により行いますので、通知書（ハガキ）を持参のうえ、最寄りの会場へ飼い犬をお連れください。料金は次のとおりです。

注射料：一頭につき千四百円
登録料：一頭につき二千円

◇ この期間中に受けられない場合には、五月一日（土）から同月十二日（水）までの間に個別訪問して注射を行います。この場合、訪問料として一頭につき千五百円が加算されます。

犬が死亡、不明または移動している場合は、生活環境課へご連絡ください。

昭和57年度 犬の登録と春季予防注射日程表

月 日	地 区	時 間	場 所	月 日	地 区	時 間	場 所
4 月 5 日 (月)	東部地区	9:00 ~ 9:40	踏 入 公 会 堂	4 月13日 (火)	東部地区	9:00 ~ 9:20	常 田 会 館
		10:00 ~ 10:30	常 田 会 館		南部地区	9:40 ~ 10:10	南天神町公会堂
	北部地区	9:00 ~ 9:30	明 照 会 館			10:20 ~ 10:50	市役所(別棟車庫前)
4 月 6 日 (火)		9:40 ~ 10:30	新 田 区 民 会 館	4 月14日 (水)	北部地区	9:00 ~ 9:30	上川原柳町公会堂
	西部地区	9:00 ~ 9:30	新 田 協 会 館			9:40 ~ 10:20	新 田 区 民 会 館
	川辺地区	9:50 ~ 10:30	新 屋 会 館			9:00 ~ 9:30	川 辺 町 公 会 堂
4 月 7 日 (水)	川辺城下	9:00 ~ 9:40	川 辺 町 同 和 集 会 場	4 月15日 (木)	川辺城下	9:40 ~ 10:00	御 所 公 会 堂
		10:00 ~ 10:40	諏 訪 形 公 会 堂			10:10 ~ 10:40	三 好 町 公 会 堂
	塩尻地区	9:00 ~ 9:30	下 塩 尻 公 会 堂	4 月16日 (金)	北部地区	9:00 ~ 9:20	上 紺 屋 町 公 会 堂
4 月 8 日 (木)		9:50 ~ 10:20	上 塩 尻 公 会 堂		西部地区	9:30 ~ 9:50	新 屋 会 館
	川辺城下	10:40 ~ 11:00	秋 和 公 会 堂			10:00 ~ 10:30	常 磐 町 公 会 館
	豊殿神科	9:00 ~ 9:30	川 辺 町 公 会 館	4 月17日 (土)	川辺地区	9:00 ~ 9:30	神 畑 公 会 堂
4 月 9 日 (金)		10:00 ~ 10:40	中 之 条 公 会 堂		泉田地区	9:50 ~ 10:00	上 半 過 公 会 堂
	豊殿地区	9:00 ~ 9:30	豊 殿 支 所		神科地区	10:10 ~ 10:50	下 之 条 公 会 堂
4 月10日 (土)		9:50 ~ 10:40	上 野 が 丘 公 民 館	4 月18日 (日)		9:00 ~ 9:40	消 防 東 北 分 署
	川西地区	9:10 ~ 9:40	小 泉 区 民 会 館			9:50 ~ 10:40	金 井 公 会 堂
	泉田地区	10:00 ~ 10:40	泉 田 公 民 館	4 月19日 (月)		9:10 ~ 9:40	殿 城 郵 便 局 前
4 月11日 (日)		9:10 ~ 9:40	東 塩 田 老 人 集 会 場		豊殿地区	10:00 ~ 10:20	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー
	塩田地区	10:00 ~ 10:40	市 塩 田 支 所	4 月20日 (火)		10:30 ~ 11:00	町 吉 田 公 会 堂
	神川地区	9:00 ~ 9:40	旧 道 神 川 橋		神川地区	9:00 ~ 9:20	旧 道 神 川 橋
4 月12日 (月)		10:00 ~ 10:40	大 屋 公 会 堂	4 月21日 (水)	神川地区	9:30 ~ 10:00	下 青 木 公 会 堂
	塩田地区	9:10 ~ 9:40	西 塩 田 事 業 所			10:10 ~ 10:30	岩 門 公 会 堂
		10:00 ~ 10:30	相 染 染 所 閣	4 月22日 (木)	塩田地区	9:10 ~ 9:40	中 組 公 会 堂
4 月13日 (火)		9:00 ~ 9:20	農 協 泉 田 支 所			10:00 ~ 10:40	下 之 郷 公 会 堂
	川西地区	9:30 ~ 9:50	仁 古 田 公 民 館		東部地区	9:00 ~ 9:20	合 同 庁 舎 裏 庭
		10:00 ~ 10:30	市 川 西 支 所	4 月23日 (金)	神科地区	9:30 ~ 9:50	染 屋 公 会 堂
4 月14日 (水)						10:10 ~ 10:40	国 分 寺 仁 王 門 前
					塩田地区	9:10 ~ 9:40	舞 田 公 会 堂
4 月15日 (木)				4 月24日 (土)		9:50 ~ 10:10	保 野 公 会 堂
						10:20 ~ 10:50	市 塩 田 支 所
					川西地区	9:10 ~ 9:30	上 室 賀 基 幹 セ ン タ ー
4 月16日 (金)				4 月25日 (日)		9:40 ~ 10:10	下 室 賀 生 活 セ ン タ ー
						10:25 ~ 10:40	市 川 西 支 所
						9:10 ~ 9:25	相 染 染 所 閣
4 月17日 (土)				4 月26日 (月)	塩田地区	9:40 ~ 9:50	野 倉 公 会 堂
						10:05 ~ 10:20	西 塩 田 事 業 所
						10:30 ~ 10:50	西 塩 田 会 館
4 月18日 (日)				4 月27日 (火)	全 市	9:00 ~ 11:00	合 同 庁 舎 裏 庭

犬の登録と春季予防注射に関するお問い合わせは、生活環境課指導係へ

☎224100内線302・有線20671

1 日

市 課
100 刷

三月定例市議会一五十七年度予算決まる
神科地区、歩行者事故防止対策推進地区こ

主 な 内 容

二 四 ペ ー ジ
五 ペ ー ジ

1 日現在)

(+ 52)

(+ 24)

(+ 28)

若 (- 29)

す。